

平成22年1月22日

雇用保険二事業に関する行政評価・監視 ＜評価・監視結果に基づく勧告＞

ポイント

昨今の雇用情勢を踏まえた各種雇用対策の充実強化が求められている中で、雇用保険二事業の一層の効果的・効率的な実施の推進、利用者の利便性の一層の向上等を図る観点から、各事業の実施状況を調査し、

- (1) 事業の効果的・効率的実施の推進
- (2) 利用者の利便性の一層の向上
- (3) 職業相談員の配置の見直し等
- (4) 厚生労働省における自己評価の適切な実施
- (5) 施設等の設置の在り方の検討の推進
- (6) 一般会計と特別会計の経理区分の明確化

などを厚生労働省に勧告

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

調査の背景と勧告事項

背景

- 平成20年秋から急激な景気後退に伴う**雇用情勢の悪化と様々な問題**
 - ・ **完全失業率及び有効求人倍率が過去最高を更新**
 - 完全失業率：平成21年7月に**5.7%**を記録
 - 有効求人倍率：平成21年7月に**0.42倍**を記録
 - ・ **非正規労働者の雇止め・解雇、新規学卒者の内定取消しが増加**
 - 非正規労働者の雇止め実施者数等：**246,847人**(平成20年10月～21年12月末)
 - 新規学卒者の内定取消者数：**2,083人**(平成21年3月末)
- 雇用情勢の悪化に伴い、国は各種雇用対策を実施・拡充しているところであり、中には、雇用保険二事業（注1）も含まれている（注2）。
 - （注）1 平成20年度において、134事業（雇用安定事業103事業、能力開発事業31事業）
 - 2 例えば、雇用調整助成金の拡充（平成21年度補正予算：6,066億円）
- 一方、雇用保険二事業については、**無駄を指摘されている事業等もあるなど、一層の整理・合理化が求められている。**

- 本行政評価・監視は、
 - (1) 事業の実施状況
 - (2) 利用者の利便性
 - (3) 職業相談員の配置状況
 - (4) 厚生労働省における自己評価の実施状況
 - (5) 施設等の設置状況等について調査を実施
- 調査対象：厚生労働省、都道府県労働局（8）、公共職業安定所（15）、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、財団法人21世紀職業財団、財団法人介護労働安定センター、中央職業能力開発協会、事業所（80）、関係団体等
- 平成20年度実施の雇用保険二事業（134事業。当初予算額約2,849億円）のうち、独法交付金等によるものを除く102事業（同1,371億円）について調査したところ、**58事業（同937億円）について、改善を要する実態あり。**
（※ 独法交付金によるものは中期目標期間終了時に別途評価が予定されているため、対象外とした）

勧告事項

- 1 雇用保険二事業の効果的・効率的実施の推進等
 - (1) 事業の効果的・効率的実施の推進
 - (2) 利用者の利便性の一層の向上
- 2 職業相談員の配置の見直し等
- 3 厚生労働省における自己評価の適切な実施
- 4 施設等の設置の在り方の検討の推進
- 5 一般会計と特別会計の経理区分の明確化

左記の観点から具体的な改善策を勧告

勧告日：平成22年1月22日

勧告先：厚生労働省

1 雇用保険二事業の効果的・効率的実施の推進等

(1) 事業の効果的・効率的実施の推進

制度の仕組み

雇用保険二事業は、**雇用安定事業**と**能力開発事業**の2つから構成

(1) 雇用安定事業

雇用の促進を図る事業主に対する助成金支給事業や、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施する事業や、若者など特定の者を対象とした就労支援事業を実施

(2) 能力開発事業

事業主が行う教育訓練の促進を図る助成金支給事業や、在職者や離職者に対する職業訓練事業を実施

調査結果

102事業について、それぞれの実施状況を調査した結果、次のように改善を要するものがみられた。

- (1) 対象者がトライアル雇用からの常用雇用を好まない日雇労働者であるなど、事業自体がニーズに合わなくなっていること等から**事業が低調**となっているもの（13事業）
[別紙事例1参照]
- (2) 事業内容が類似していることからセミナー対象者の4割が重複しているなど、事業を整理・統合することにより、**事業の効率化が図れる**と考えられるもの（19事業）
[別紙事例2参照]
- (3) 安定所の本来業務として行っている事務事業と類似する内容又はそのものが含まれており、**事業を実施していることに疑問**があるもの（1事業）
[別紙事例3参照]
- (4) 助成金支出に関する業務を財団法人が実施している事業において、事業主に対する**助成金額等に比べ運営費、管理費等の割合が過大**となっているもの（9事業）
[別紙事例4参照]
- (5) **事業の一部が実施されていないもの**（1事業）
[別紙事例5参照]

報告書
P16～19

報告書
P19～23

報告書
P24

報告書
P24～25

報告書
P26

勧告要旨

- (1) 事業実績が低調となっているものについては、事業の有効性を向上させる又は廃止を含めた**事業の在り方を検討**すること
- (2) 事業内容が類似するものについては**整理・統合を推進**すること
- (3) 事業内容に安定所が本来業務として行う事務事業が含まれているものについては、雇用保険二事業の制度創設の趣旨を踏まえ、**実施すべき事業内容を峻別**すること
- (4) **運営費、事業費及び管理費が助成金に比して過大**となっているものは、その実態を踏まえ、**予算を縮減する等の措置を講じる**こと
- (5) 事業が未実施となっているものについては、**実態を把握した上で見直し**を行うこと

(2) 利用者の利便性の一層の向上

制度の仕組み

- 雇用保険二事業の各種助成金に係る支給要領においては、支給申請書への添付を必須とする書類のほかに、それぞれの機関の長の判断により必要に応じて添付させるとする書類を規定するものが数多く、**事業主団体から簡素化の強い要望**あり
- 政府では、「質の改革」に取り組む業務改革推進協議会を平成21年6月に立ち上げ、**行政の待ち時間の短縮、手続の簡素化、迅速化、制度の利便性の向上等の成果をあげる**との方針で業務改革を推進

調査結果

102事業について、利用者の利便性の向上の観点からそれぞれの実施状況を調査した結果、次のように改善を要するものがみられた。

- (1) 安定所長が、著しく就職困難と認める者を対象とする奨励金について、「著しく」の適用基準・要件が抽象的であるため、**適用対象者が実施主体によって異なっているもの**（1事業）
〔別紙事例6参照〕
- (2) 申請に当たって、**添付書類が過大**であるなど、申請者の負担となっているもの（14事業）
〔別紙事例7、8参照〕
- (3) 同一機関に対して行う**2回の申請手続を一本化する余地があるもの**（2事業）
〔別紙事例9参照〕
- (4) 若年者に対する就職支援事業のうち、安定所、都道府県、民間団体等において分散して行われているものについて、**ワンストップで行うことにより効率的・効果的に実施できると考えられるもの**（9事業）
〔別紙事例10参照〕
- (5) 外国人向けのパンフレットが日本語で表記されているなど、**利用者側の視点で作成されていないもの**（1事業）等
〔別紙事例11参照〕

報告書
P 33～34

報告書
P 34～36

報告書
P 36

報告書
P 37～38

報告書
P 39

勧告要旨

- (1) 各事業の**適用基準・要件について点検し、適用基準・要件が不明確であるものについては、これを明確化**すること
- (2) **必要性の乏しい添付書類を提出させているものについては、添付書類の見直し等申請書類の簡素化**を図ること
- (3) **申請手続が煩さになっているものについては、申請手続の一本化等手続の合理化**を検討すること
- (4) **ワンストップで行うことが望ましいものについては、実施場所等の一本化や事業のメニュー化等**を検討すること
- (5) 事業や助成金の申請手続に関する**案内書等で不明確な記載等がされているものについては、利用者の立場に立った必要な改善**を図ること、等

2 職業相談員の配置の見直し等

制度の仕組み

- 厚生労働省は、**職業相談員規程**に基づき、年少就職者、障がい者等の適正な職業選択及び就職後における職場への適応の促進に関する業務の円滑な運営に資するため、安定所に職業相談員を配置
- 職業相談員は、専門性を活かした就職等の一層の促進や、安定所の混雑緩和、職員の本来業務の補完のために業務量等を踏まえて厚生労働省本省が配分
- 雇用保険二事業において、**合計40種類の職業相談員を30事業において活用**
(平成20年度の定員：5,412人(注))



調査結果

雇用保険二事業において職業相談員を活用している30事業（40種類）のうち、調査対象とした26事業（35種類）の職業相談員の配置状況等を調査した結果、次のような事例がみられた。

- (1) 安定所により、**職業相談員1人当たりの業務量に相当の較差**がみられることから、職業相談員に係る**業務量に応じた配置が必要**であると考えられるもの（8事業）
[別紙事例12参照]
- (2) a) 同一の相談窓口複数の種類の相談員が配置され**各相談員の役割分担が不明確**となっているもの、b) 職業相談員が行う**本来業務の実施が低調**となっているもの（10事業）
[別紙事例13、14参照]

報告書
P74～75

報告書
P75～77

(注) 一部、一般会計支出分を含み、20年度補正予算による増員分を除く。

勧告要旨

- (1) 利用者の利便性の観点等も踏まえ、**事業実績に応じた職業相談員の配置**を行うこと。また、労働局が管内の安定所に配置する際にも同様とするよう指示すること
- (2) **職業相談員の統合（大括り化）**を検討すること、あるいは、**複数の事業を担当する職業相談員を創設**することなどにより、**職業相談員の在り方が適切になるよう見直すこと**

3 厚生労働省における自己評価の適切な実施

制度の仕組み

- 雇用保険二事業については、行政刷新会議において廃止・見直し等の評定を受けたものがみられるほか、これまで、各方面から、累次の指摘がなされており**一層の整理合理化が求められている**。
- 厚生労働省は、雇用保険二事業について、事業ごとの性格を踏まえ、目標を設定するとともに年度終了後に実績を公表し、**適正な評価を行った上で、事業の見直し等所要の措置を講ずること**としている。

調査結果

102事業について、厚生労働省の評価の実施状況を調査した結果、次のように改善を要するものがみられた

- (1) a) 事業と事業目標の相関関係が薄い、b) 事業の一部について評価が行われていない、c) 事業目標と異なる指標をもって評価している、d) 事業目標が、前年度にクリアした目標より低く設定されているなど、**事業の成果・効果についての適切な検証が行われていない**と考えられるもの（17事業）
[別紙事例15参照]
- (2) 目標達成状況を把握するために、アンケート調査を実施しているが、**調査事項が客観的なものになっていない**ことなどから、**適切な評価結果が得られない**と考えられるもの（7事業）
[別紙事例16、17参照]
- (3) 同一名称、同一内容の事業に対し、各々**特別会計と一般会計から支出され、支出項目が適切に整理されていない**ため、特別会計として実施されている**雇用保険二事業の適切な評価・検証が行えない**と考えられるもの（7事業）
[別紙事例18参照]
- (4) 新規に開始された事業の中には、**廃止された事業と類似した事業内容のものがあり、新規事業を創設する前に、事業の必要性や事業内容の相違について検討したかどうか**に疑問があるもの（2事業）
[別紙事例19参照]

報告書
P91～93

報告書
P93～94

報告書
P94～95

報告書
P96

勧告要旨

- (1) 自己評価を行うに当たっては、**合理的な事業目標を設定するとともに、合理的・客観的データを用いて評価・検証すること**
- (2) 特別会計制度の趣旨を踏まえ、**一般会計、特別会計の支出項目を整理した上で、事業の評価・検証が適切に行えるよう措置すること**
- (3) 事業を創設する際には、その**必要性を十分検討すること**。特に、廃止した事業と類似する事業の創設に当たっては、**創設の必要性のほか、廃止した事業や類似事業との相違点が明確かどうか十分検討すること**

4 施設等の設置の在り方の検討の推進

制度の仕組み

雇用保険二事業においては次のような施設が整備・運営されている。

- (1) 「女性と仕事の未来館」
セミナー、起業・健康に関する相談及び情報提供を実施し、働く女性をサポートする施設
- (2) 「高年齢者職業相談室」
55歳以上の高年齢者を対象として、市区町村と密接な連携を図り、職業相談、職業紹介等を実施する施設
- (3) 「ハローワークプラザ」、「パートバンク」、「地域職業相談室」（ふるさとハローワーク）、「高年齢者職業相談室」
安定所の付属施設として、求職者の利便性の高い地域や、設置されていない地域に設置され、相談等のサービスを提供する施設

調査結果

- (1) 「女性と仕事の未来館」
女性と仕事の未来館の女性就労支援に関するセミナー等の事業費は運営費支出額全体の30%にとどまっておらず、残りの70%が管理費と人件費に支出されているなど、事業費に比して管理費・人件費の割合が過大であり、また、セミナーについては、未来館1か所のみで開催となっているなど、事業が効率的に実施されているとは考えにくく、施設の在り方に疑問 [別紙事例20参照]
- (2) 「高年齢者職業相談室」
厚生労働省は、高年齢者職業相談室に対して、効果的・効率的な運営を求め、実績低調の場合等は廃止する旨の見直し方針を定めているものの、19・20年度において、廃止要件を満たす30室が依然存続。なお、高相室は、行政刷新会議の事業仕分け結果（廃止）を踏まえ、21年度限りで廃止される予定
- (3) 「ハローワークプラザ」等付属施設
ハローワークプラザ、パートバンク、地域職業相談室など安定所付属施設の中には、同じ施設内で共同で事業が実施されており、業務の重複部分が発生しているものや、対象を限定して事業を実施する必要性が乏しいと考えられるものあり [別紙事例21参照]

報告書
P105～
107

報告書
P108～
109

報告書
P109～
110

勧告要旨

- (1) 「女性と仕事の未来館」については、事業費に比して管理費、人件費の割合が過大となっていることから、適正な水準を目指し、速やかに管理費及び人件費を縮減するとともに、存廃を含めた在り方について検討すること
- (2) 安定所付属施設のうち、業務内容自体が類似しており共同で実施することが可能なものについては、施設の整理・統合を図ること

5 一般会計と特別会計の経理区分の明確化

制度の仕組み

- 雇用保険二事業の財源として労働者及び事業主から徴収した雇用保険料（平成21年度の保険料率千分の11.0）のうち、事業主が千分の3.0（21年度の雇用保険二事業に係る保険料率）を全額負担し、その**事業主負担の保険料を基に雇用保険二事業の企画・運営**がなされている。

調査結果

- 102事業を調査した結果、同一名称、同一内容の事業について、**労働局において、年度により特別会計からの支出又は一般会計からの支出を行っている状況がみられ、また同一年度についても、労働局によって、特別会計からの支出又は一般会計からの支出を行っている状況がみられた**（7事業）
〔別紙事例22参照〕

報告書
P118～
119

勧告要旨

- 特別会計制度の趣旨を踏まえ、**雇用保険二事業及び一般会計事業の経理区分を明確にし、また、事業の位置付けや当該会計からの支出理由を整理する**など、適切な見直しを行うこと

(別紙) 勧告を踏まえた見直しが必要と考えられる主な事例

事例1

【事業自体がニーズに合わなくなっているなどのため低調となっている事例】

(試行雇用奨励金(中高年トライアル雇用奨励金)(20-045)平成20年度予算:5億3,708万円、試行雇用奨励金(季節労働者等トライアル雇用奨励金)(20-084)平成20年度予算:1億7,480万円)

両事業とも、それぞれ中高年(45歳以上)求職者や季節労働者等を試行的に受け入れて就業させる事業主に対し奨励金を支給することにより、これらの者の雇用の確保を図るというものであるが、中高年トライアル雇用奨励金については、中高年求職者はトライアル雇用を好まず常用雇用を希望する者が多いことなどから、事業執行率が19年度57%、20年度51%に止まっている。

また、季節労働者等トライアル雇用奨励金のうち日雇労働者を対象とする助成についても、日雇労働者の大半がトライアル雇用からの常用雇用を目指すことを好まない傾向にあることから、20年度の支給実績は皆無となっている。

※ 本事例において(20-045)とあるのは、平成20年度に実施した各事業に対して厚生労働省が付した事業番号、以下同じ。

報告書
P17

事例2

【雇用保険二事業同士で事業内容が類似している事例】

(ポジティブ・アクション実践支援事業委託費(20-122)平成20年度予算:2億4,331万円、ポジティブ・アクション普及啓発事業費(20-125)平成20年度予算:1億2,422万円)

ポジティブ・アクション普及啓発事業(以下「普及啓発事業」という。)は労働局が通達に基づき選任勧奨している「機会均等推進責任者」を対象として、ポジティブ・アクション実践支援事業(以下「実践支援事業」という。)はそれ以外の取組が遅れている企業等を対象として、それぞれポジティブ・アクションに関するセミナー・研修及び情報提供、セクシュアルハラスメントに関する事業を実施することとしている。

しかし、実践支援事業に係るセミナーの参加者状況をみると、普及啓発事業の対象者である機会均等推進責任者が4割を占めているなど、ポジティブ・アクションに関するセミナーは運用上明確な区分が行われているとは言い難いものとなっている。

報告書
P22~23

事例3

【雇用保険二事業として実施することに疑問がある事例】

(失業給付受給者等就職援助対策費(20-004)、平成20年度予算:71億6,811万円)

本事業は、失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、(1)個別求人開拓の実施、(2)安定所の求人情報閲覧体制の整備、(3)就職支援セミナーの集中的実施、(4)生活関連情報提供サービス事業の実施、(5)職業相談員(適職選択支援担当)による支援の実施、(6)長期失業者防止策等各種の支援措置を行うこととしている。

しかし、これらの事務のうち、本事業において、中心的に実施されている(1)、(2)及び(5)は、本来の安定所業務として従来から実施していたものであり、雇用保険二事業として実施する意義は乏しいものとなっている。

報告書
P24

(別紙) 勧告を踏まえた見直しが必要と考えられる主な事例

事例4

【運営費の割合が事業費に比して過大となっている事例】

(人材確保等支援助成金(介護雇用管理助成金)(20-037)、平成20年度予算:1億5,960万円)

本事業は、財団法人介護労働安定センターを実施主体として、事業主に対して助成金を支給する事業であり、平成20年度における総予算額は約3億4,385万円となっている。

しかし、本事業のうち、事業主に対する助成金は約1億5,960万円であり、謝金、旅費、消耗品費等の運営費の額は約1億8,425万円と助成金総額の1.15倍に及んでいる。

報告書
P24~25

事例5

【事業の一部が実施されていない事例】

(パートバンク運営費(20-007)、平成20年度予算:8億1,697万円)

パートバンクは、パートタイム求人・求職者が相当数見込まれる地域において、(1)パートタイム希望者に対する職業相談・職業紹介、(2)求人者に対するパートタイム求人の受理と求人に関する相談、(3)パートタイム求人情報等の必要な情報提供を実施する安定所の付属施設である。

しかし、調査を行った東京労働局管内の2パートバンクでは、いずれも(2)のパートタイム求人に関する業務が実施されておらず、所管の安定所に対応しているものがみられた。

報告書
P26

事例6

【適用基準・要件が抽象的であるため適用者が実施主体により異なっている事例】

(若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進(20-065)、平成20年度予算:1億4,008万円)

本事業に係る奨励金の支給要領によれば、奨励金の対象者要件の一つとして「安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者」となっている。

しかし、当該要件が抽象的であるため、調査した労働局の中には、特段の限定をせずに支給している労働局がみられる一方で、対象労働者は非常に限定されると解釈し、年間を通して実績が皆無となっている労働局がみられる。

報告書
P33~34

(別紙) 勧告を踏まえた見直しが必要と考えられる主な事例

事例7

【添付書類が過大であるなど申請者の負担となっている事例】

(若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進 (20-065)、平成20年度予算：1億4,008万円)

本事業に係る奨励金は、別の事業である「試行雇用奨励金(若年者試行雇用奨励金等)」によるトライアル雇用を行った後に、対象者を常用雇用した場合に受給できることとされている。

しかし、本助成金の支給要領によれば、支給申請を行う際の添付書類として、トライアル雇用時に労働局が作成・通知した「試行雇用奨励金支給決定通知書」(写)や労働局に提出済みの「トライアル雇用結果報告書」等、既に労働局が保有している資料を改めて求めている。

報告書
P34

事例8

【添付書類が過大であるなど申請者の負担となっている事例】

(特定求職者雇用開発助成金 (20-068,069)、平成20年度予算：250億6,717万円)

本助成金の支給要領によれば、支給申請書への添付が必須とする書類のほか、必要に応じて支給申請書に添付する書類として「管轄労働局長が必要と認める書類等」を求めることが認められているため、労働局により添付書類の取扱いが区々となっている。

例えば、支給要領では、対象労働者に係る賃金台帳又はその写しを支給申請書に添付することとなっているものの、事業者により賃金台帳の様式が異なることから統一的な審査を行うためとして、所定の賃金台帳又はその写しのほか、労働局独自の様式による「賃金支払状況確認書」等の作成・提出を求めている労働局や、「求人票」及び「求職票(障害者求職登録票)」まで添付させている労働局がみられる。

報告書
P34～35

事例9

【同一機関に対して行う2回の申請手続を一本化する余地がある事例】

(人材確保等支援助成金(建設教育訓練助成金) (20-031)、平成20年度予算：37億8,209万円)

本助成金のうち第4種認定訓練に係る助成金は、中小建設事業主に対し、「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)」による助成金額の上乗せとして、認定訓練を受講させた建設労働者の賃金の一部を助成するものであり、キャリア形成促進助成金の支給決定後に支給申請を行うものとされている。

しかし、本助成金の審査を行っている独立行政法人雇用・能力開発機構の各都道府県センターでは、第4種認定訓練に係る助成金は、キャリア形成促進助成金の支給決定後1か月以内に事業主の申請から支給決定までが行われており、また、同助成金の審査は、支給申請書に添付させたキャリア形成促進助成金の支給決定資料により申請内容の確認を行うにとどまっていることから、2回の申請手続を一本化する余地がある。

報告書
P36

(別紙) 勧告を踏まえた見直しが必要と考えられる主な事例

事例 10

【各機関に分散して行うよりもワンストップで行うことが効率的・効果的と考えられる事例】

(学生職業センター等における学生等の就職支援 (20-060)、平成20年度予算：7億9,345万円)

本事業は、実施主体である学生職業センターにより、大学等の新卒者や大学等を卒業までに就職決定に至らなかった者で大学等新卒者と同様の採用を希望する者を対象に、求人情報の提供、職業指導、職業相談のほか、企業説明会や講座・セミナーの開催等の就職支援が行われている。また、全国47か所に設置されている学生職業センターの約8割は、都道府県が設置するジョブカフェと同一の建物内に併設されている。

しかし、都道府県が設置するジョブカフェにおいても、雇用保険二事業の一つである「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進」の中で、労働局から委託を受けた民間団体等により、若年者やフリーターを対象にした職場実習機会の提供、若年者による集団的就職活動の支援や若年者向け企業説明会などが実施されている。

報告書
P37

事例 11

【パンフレットが利用者側の視点で作成されていない事例】

(外国人労働者雇用対策 (20-078))、平成20年度予算：2億1,313万円)

厚生労働省は、留学生を含む専門的・技術的分野の外国人求職者等に職業相談等情報提供を行う外国人雇用サービスセンターを全国計3か所(東京、大阪及び愛知)に設置しているが、大阪外国人雇用サービスセンターが作成する本事業のパンフレットについては、施設名のみ4か国語による外国語表記となっているだけであり、業務内容に係る説明等他の部分はすべて日本語表記となっている。また、東京外国人雇用サービスセンターが作成する同パンフレットについても、すべて日本語表記となっているなど、本事業の対象である外国人(留学生や専門的知識・技術を有する高度人材の者)等にとって、極めて使いづらいものとなっている。

報告書
P38～39

事例 12

【業務量に応じた職業相談員の配置が必要とみられるもの】

(季節労働者通年雇用促進等事業 (20-023)、平成20年度予算：8億6,582万円)

本事業では、安定所に専門の相談員(季節労働者就労支援ナビゲーター)を配置し、対象者の希望条件等に沿った個別求人開拓を行うなどきめ細やかな就職支援を実施することとしている。

しかし、調査した北海道労働局管内の22安定所における季節労働者就労支援ナビゲーター1人当たりの支援開始者数をみると、最も多い安定所では114人、最も少ない安定所では15人と7.6倍の差が生じている。

報告書
P75

(別紙) 勧告を踏まえた見直しが必要と考えられる主な事例

事例 13

【職業相談員が行う本来業務の実施が低調となっている事例】

(失業給付受給者等就職援助対策費(20-004)、平成20年度予算:71億6,811万円)

本事業では、失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るための各種の支援措置を実施し、その一環として求人開拓を実施するため個別求人開拓推進員を配置している。

しかし、調査した安定所の中には、a) 本推進員を職業相談部門に配置し、主に職業相談、職業紹介業務を行わせているものや、b) 本来業務である個別求人開拓は業務量の約2割程度にして、他の職業相談や内部の事務処理等の業務を行わせている上、求人開拓件数等を記録していないため、業務実績が不明となっているのがみられる。

報告書
P76

事例 14

【相談員の役割分担が不明確となっている事例/職業相談員が行う本来業務が低調となっている事例】

(「職業能力形成システム」の構築(20-111)、平成20年度予算:38億8,543万円)

本事業では「職業能力形成システム」(通称:ジョブカード制度)の構築を図る各種施策を実施しており、その一環として有期実習型求人開拓推進員を配置している。

しかし、調査した安定所の中には、a) 安定所の求人部門に同推進員を含めた5種類の職業相談員を配置した上で、本来業務のほか、他の相談員の業務も混在して実施しているもの、b) 公用車が1台しかなく求人開拓業務に常時使えないことに加え、安定所の本来業務である求人受理データの入力処理等が多忙であることから同推進員が当該業務に従事し、本来行うべき求人開拓が月2日間から7日間にとどまっているのがみられた。

報告書
P77

事例 15

【事業の成果・効果についての適切な検証が行われていないと考えられる事例】

(正社員就職増大対策費(20-081)、平成20年度予算:13億7,233万円)

厚生労働省は、本事業の平成20年度目標として、「雇用形態が正規労働者(正社員)である求人割合44%以上」及び「安定所の常用求人の充足割合22%以上」を掲げている。

しかし、平成20年度地方労働行政運営方針(平成20年3月31日厚生労働省)によれば、この指標は本事業のみならず、職業安定行政の重点施策の全体の目標数値として設定されているものであり、また本事業において設置されている職業相談員(キャリアサポーター)に関する指標が設定されていないなど、目標設定が不十分なものとなっている。

報告書
P91

(別紙) 勧告を踏まえた見直しが必要と考えられる主な事例

事例 16

【アンケート結果をみても適切な評価結果が得られないと考えられる事例】

(人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)(20-012)、平成20年度予算：47億1,898万円)

厚生労働省は、本事業の目標の1つとして、「事業主等への助成金説明会において、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合：80%以上」を掲げており、本事業の実施主体である独立行政法人雇用・能力開発機構は、事業成果を把握するため、助成金説明会開催後にアンケート調査を行っている。

しかし、調査した8地方センター(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡)のうち、2地方センターにおいては、同機構等が行っている複数の事業に関する助成金説明会の満足度を把握することとなっているなど、本事業に対する評価となっていない。

報告書
P93

事例 17

【アンケート結果をみても適切な評価結果が得られないと考えられる事例】

(育児・介護雇用安定等助成金(男性労働者育児参加促進コース)(20-116)、平成20年度予算：1億円)

厚生労働省は、本事業の目標の1つとして、「当該指定企業のうち、男性の育児参加率が高まった企業の割合：100%」を掲げており、本事業の実施主体である財団法人21世紀職業財団は、事業成果を把握するために、各年度に支給申請を行った事業主に対し、同年度末にアンケートを送付・回収することにより目標達成率を算出している。

しかし、アンケート調査の内容をみると、取り組まなかった(男性の育児参加率が高まらなかった)という回答が用意されていないため、アンケート回答者は肯定の回答しかできないようになっているなど、調査事項が客観的なものとなっていない。

報告書
P93～94

事例 18

【同一名称、同一内容の事業に対し、各々、特別会計と一般会計とが支出され、支出項目が適切に整理されていないため、雇用保険二事業の適切な評価・検証が行えないと考えられる事例】

(ヤングワークプラザにおける就職支援(20-061)、平成20年度予算：1億3,624万円)

調査した2労働局(東京及び大阪)では、本事業により配置される職業相談員(フリーター常用就職サポーター(ヤングワークプラザ担当))の人件費や事業費等について、平成20年度は特別会計のほか一般会計からも支出しており、事業成果も両会計が混在していることから、両会計を合わせた全体のものとなっている。

このため、特別会計において実施されている本事業のみの適切な評価・検証が行えないものとなっている。

報告書
P94

(別紙) 勧告を踏まえた見直しが必要と考えられる主な事例

事例 19

【廃止された事業と類似した事業内容のものがあり、新規事業を開始する前に、事業の必要性や事業内容の相違について検討したかどうか疑問がある事例】

(地域の事業主団体等を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の推進 (20-054)、平成20年度予算：7,182万円)

本事業は、平成19年度に実施された「中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業」の内容、名称を一部見直し、中小企業の障がい者雇用を促進することを目的として、20年度に創設された。さらに、本事業は、平成20年度のみで廃止され、21年度からは、中小企業事業主団体を活用した「中小企業における障害者雇用推進事業」が新規事業として実施されている。

しかし、平成20年度に実施した事業については、厚生労働省は「当年度限りの事業のため」との理由から廃止しているが、平成21年度から開始された事業の内容をみると、障がい者雇用事例の収集・提供、相談体制の整備など、19年度、20年度に実施されていた事業内容と類似するものがあり、新規事業を創設するに当たって、事業の必要性や事業内容の相違について検討したかどうか疑問がある。

報告書
P 95

事例 20

【女性と仕事の未来館】

(女性と仕事総合支援事業費 (20-123) 平成20年度予算：2億1,035万円)

女性と仕事の未来館(以下「未来館」という。)では、働く女性、働きたい女性を支援する「能力発揮事業」と女性特有の健康問題に関する知識や対処法に関する事業を実施する「健康促進事業」及びこれら2つに係る「情報提供事業」を実施している。

しかし、未来館の運営費支出額における事業費の割合は、年々減少傾向にあり、平成20年度では、表のとおり運営費支出額全体の約30%にとどまっており、残り約70%は管理費と人件費に支出され、事業費に比して管理費・人件費の割合が過大なものとなっている。

また、未来館では、地方公共団体の職員等に対する研修や、働く女性等に対する各種セミナーを実施しているが、その会場は東京に置かれた未来館1か所のみであり、これらの事業が効果的・効率的に実施されているとはいえないものとなっている。

表 平成20年度における「女性と仕事の未来館」運営費支出額

支出勘定	事業費(割合)	人件費(割合)	一般管理費(割合)	合計
雇用勘定	5,392万円(29.9%)	6,343万円(35.2%)	6,242万円(34.7%)	1億7,977万円(100%)
労災勘定	4,059万円(28.2%)	5,190万円(36.1%)	5,107万円(35.5%)	1億4,356万円(100%)
合計	9,451万円(29.2%)	1億1,533万円(35.6%)	1億1,349万円(35.1%)	3億2,333万円(100%)

(注) 厚生労働省資料に基づき当省が作成した。

報告書
P 105～
107

(別紙) 勧告を踏まえた見直しが必要と考えられる主な事例

事例 21

【ハローワークプラザ等安定所付属施設】

(ハローワークプラザ運営費(20-006)、パートバンク運営費(20-007)、地域職業相談室の体制整備について(20-019)、高年齢者職業相談室運営費(20-051) 平成20年度合計予算額:53億1,162万円)

厚生労働省が、安定所の付属施設として設置しているものの中には、高年齢者を対象としているにもかかわらず、実際の利用者には高年齢者以外が含まれているもの(高年齢者職業相談室)や、ハローワークとほぼ同様の職業相談・紹介を実施しているもの(ハローワークプラザ)、パートタイム雇用に関する安定所付属施設として設置されているが、パートのみを対象とした体制では利用者に不便をかけるとして、ハローワークプラザとして事業を実施しているもの(パートバンク)など、施設を対象・役割ごとに細分化して事業を実施する必要性の乏しいものがみられた。

報告書
P109～
110

事例 22

【同一名称、同一内容の事業について、特別会計とは別に一般会計からも支出がみられた事例】

(高卒就職ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの支援(20-058)、平成20年度予算:10億4,343万円)

調査した5労働局(北海道、東京、大阪、広島及び福岡)のうち、4労働局(北海道、大阪、広島及び福岡)においては、職業相談員(高卒就職ジョブサポーター)に係る人件費が、年度により特別会計から支出されたり、一般会計から支出されたりしている。また同一年度についてみても、労働局によって支出する会計が異なっているものがみられた。

報告書
P118

[本件連絡先]

総務省行政評価局 内閣、総務、厚生労働、防衛担当評価監視官室

評価監視官 : ^{すぎうら}杉浦 ^{よしゆき}好之 (内線 29111)

調査官 : ^{はなだ}花田 ^{さとし}聡 (内線 22528)

総括評価監視調査官 : ^{やまは}山羽 ^{たかし}剛嗣 (内線 22515)

電話 (代表) : 03-5253-5111 (※)

(直通) : 03-5253-5451

ファクシミリ : 03-5253-5457

E-MAIL <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時15分までです。
これ以外の時間は、直通電話をご利用下さい。